

## 7 地方分権改革の推進について

(内閣府、総務省)

### 【内容】

- (1) 地方分権改革は、日本再生の要となる改革である。「地方が主役」となり、地域の特性・実情にあわせて独自に発展できるよう、国と地方の役割分担を見直し、地方の自主性・自立性を高めるものとする。
- (2) 国から地方への権限移譲について、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講ずるとともに、技術的助言など必要な支援を実施すること。  
また、直轄道路・河川の移譲受け入れの前提となる財源措置については、所要の法整備を行った上で確実に措置するとともに、国と地方の役割分担や社会資本を巡る状況変化を踏まえ、直轄事業のあり方について適切に見直しを行うこと。  
さらに、ハローワークや農地転用など第4次一括法等に盛り込まれなかった事務・権限についても、地方の意向を踏まえ、移譲に向けた検討・調整を早急に進めること。
- (3) 法令による義務付け・枠付けの見直し等について、これまでに積み残された項目等を見直しを進めるとともに、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、より抜本的に条例制定権を拡大するための方策について検討を進めること。
- (4) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (5) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

### (背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。地域のことは自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。
- 国から地方への権限移譲については、本年5月28日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」が成立したことから、事務・権限の移譲に伴う確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研

修や職員派遣などの支援の実施が必要である。

また、直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、個別協議の結果等も踏まえ、措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとなっているが、移譲受け入れの前提となるものであることから、確実に措置される必要がある。あわせて、国と地方の役割分担を踏まえ、国際拠点空港と高規格幹線道路を直結する道路など、国が責任を持つべき道路の直轄編入等を含め、直轄事業のあり方について必要な見直しを行うべきである。

さらに、ハローワーク、農地転用や中小企業支援などの事務・権限は、地方へ移譲するとの方向性が示されておらず、依然として不十分な状況となっている。

- 法令による義務付け・枠付けの見直し等については、これまで、3次にわたる一括法により一定の見直しが進められてきた。今後は、地方の発意に根ざした取組を推進することとなっているところではあるが、地方の意向に沿って提案が認められるような制度による見直しを進めるべきである。

さらに、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務付け・枠付けに関する立法の原則とそのチェックのための仕組みを確立することが必要である。

- 道州制については、与党をはじめ複数の政党において、道州制基本法の制定に向けた動きがあることに加え、経済界においても、道州制実現に向けた積極的な提言・アピールが行われている。

本県知事を含む有志の首長による「道州制推進知事・指定都市市長連合」では、道州制導入に向けた国民的な議論を喚起するための試案として、平成24年7月に「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」をとりまとめるとともに、昨年2月には、政府に対し、地方分権の究極の姿である道州制の早期実現に向けた積極的な取組を要請している。

( 参 考 )

### 地 方 分 権 改 革 の 動 向

